

社会福祉施設等の福祉人材確保対策の具体化と充実を求める意見書（案）

近年、全国的に福祉職場での人材不足が深刻な問題になっている。子ども、高齢者、障がい者・児が安心して生活するためには、必要な福祉サービスがいつでも安定的に利用できることが重要であり、こうした福祉労働者不足の解消は喫緊の課題である。

少子高齢化の進展、福祉ニーズの多様化などに伴い、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、措置費や保育運営費の削減、介護報酬改定（06年4月）や障害者自立支援法導入（06年4月）の影響による財源の削減で非正規職員が増大し、大阪においても福祉従事者の不足が深刻化している。とりわけ、高齢・介護職場では、人材不足により休業や閉鎖に追い込まれる介護事業所がでてくるなど、人材確保が急務となっている。

国会及び政府において、各都道府県など地域の実情を踏まえ、福祉職場において必要な福祉従事者が十分に確保されるよう『(新)福祉人材確保基本指針』を具体化し、人材確保対策を推進するよう強く要望する。

記

1. 安全で安心できるゆきとどいた社会福祉や介護サービスの提供が実現できるよう『(新)福祉人材確保基本指針』を具体化すること。
2. 福祉労働者不足を解消するため、介護報酬、障害者自立支援給付費、運営費、措置費等における人件費財源の具体化と十分な財源確保を政府の責任で行うこと。
3. 前項の改善のための費用は、社会福祉利用者への負担転嫁とならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年9月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)